

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年3月27日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

静岡県教育委員会規則第5号

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則の一部を改正する規則

静岡県立学校教職員の人事評価に関する規則（平成30年静岡県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(意見の申出) 第10条 (略)	(意見の申出) 第10条 (略) <u>(会計年度任用職員の人事評価)</u>
(その他) 第11条 (略)	<u>第11条 会計年度任用職員の人事評価の実施に 関し必要な事項は、第2条から前条までの規 定にかかわらず別に定める。</u> (その他) 第12条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。